

茨城県議会本会議中継映像使用許可取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、茨城県議会本会議の中継に係る映像（県のインターネット議会中継用に使用する映像をいい、以下「本会議中継映像」という。）の使用を許可することに關し、必要な事項を定めるものとする。

(許可)

第2条 本会議中継映像を使用し、放送（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信をいう。）の用に供しようとする者は、茨城県議会議長（以下単に「議長」という。）の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、本会議中継映像使用許可申請書（別記様式）を提出しなければならない。

(許可の基準)

第3条 議長は、申請者が放送法（昭和25年法律第132号）第2条第26号に規定する放送事業者でなければ、前条第1項の許可をしてはならない。

(映像の使用者の遵守事項)

第4条 第2条の許可を受けた者（以下「映像の使用者」という。）は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令に反する使用は行わないこと。
- (2) 申請書に記載した目的以外の使用をしないこと。
- (3) 茨城県議会の品位を損なうおそれのある使用又は茨城県議会議員の名誉を傷つけるおそれのある使用をしないこと。
- (4) 使用に際しては出所を明示すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める場合に付する条件を遵守すること。

(編集の指示)

第5条 議長は、映像の使用者が本会議中継映像を放送の用に供する前であつて、かつ、議長の秩序維持権により取消を命じた発言又は茨城県議会会議規則（昭和35年茨城県議会規則第1号）第64条の規定により取り消した発言があつたときは、その映像の編集を指示することができるものとする。

(許可の取消等)

第6条 議長は、映像の使用者が、第4条の規定に違反すると認める場合には、その使用を中止させ、又はその許可を取り消すことができるものとする。

付 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

この要項は、平成31年2月5日から施行する。

この要項は、令和2年6月12日から施行する。

(別紙様式)

年 月 日

茨城県議会議長

殿

申請者 (住所)

(氏名)

本会議中継映像使用許可申請書

下記事項を遵守いたしますので、許可願います。

1 使用しようとする映像 年 月 日 ～ 年 月 日

2 使用しようとする期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3 使用目的

4 遵守事項

茨城県議会本会議中継映像使用許可取扱要項第4条の条件を遵守いたします。